岩手県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成18年４月７日

岩手県知事　増　田　寛　也

1（1）　路線名　107号

（2）　供用開始の区間　大船渡市猪川町字久名畑98番５地先から130番２地先まで

（3）　供用開始の期日　平成18年４月７日

（4）　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア　場所　大船渡地方振興局土木部

イ　期間　平成18年４月７日から同年５月７日まで

2（1）　路線名　396号

（2）　供用開始の区間　紫波郡紫波町佐比内字舘前14番２地先から４番11地先まで

（3）　供用開始の期日　平成18年４月７日

（4）　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア　場所　盛岡地方振興局土木部

イ　期間　平成18年４月７日から同年５月７日まで

3（1）　路線名　397号

（2）　供用開始の区間　奥州市水沢区東中通り二丁目131番１地先から116番７地先まで

（3）　供用開始の期日　平成18年４月７日

（4）　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア　場所　県南広域振興局土木部

イ　期間　平成18年４月７日から同年５月７日まで